

### 3 障害者差別解消法の概要と合理的配慮の提供

#### ◆◆障害者差別解消法の内容◆◆

##### 差別を解消するための措置

###### 不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体…法的義務  
民間事業者…法的義務

###### 合理的配慮の不提供の禁止

(障害者から意思表明があった場合)

国・地方公共団体…法的義務  
民間事業者…努力義務

※ 個人同士、個人の思想のレベルの問題は、啓発により解消していく。  
※ 「雇用」の分野については、改正障害者雇用促進法による。

そのための具体的対応として、

- ◆ 国(内閣府)は、差別解消のための「基本方針」を策定
- ◆ 国、地方公共団体は、「対応要領」を策定
- ◆ 国(各省庁)は、民間事業者の適切な判断に資するため、「対応指針」を策定

#### (1) 障害者差別解消法の概要

障害者差別解消法には大きな二つの柱があります。

##### ① 不当な差別的取扱いの禁止

全ての事業所(国や地方公共団体等、民間事業者)において、「不当な差別的取扱い」が禁止となったこと。

##### ② 合理的配慮の不提供の禁止

国や地方公共団体等は「合理的配慮の提供」について法的義務が課せられ、民間事業者には努力義務となったこと。

公立学校は地方公共団体に位置づけられるため、合理的配慮を適切に提供する必要があります。そのための具体的対応として、国は障害を理由とする差別の解消の推進に関する「基本方針」を定め、これを受けて国、地方公共団体等は「対応要領」を定めます。さらに国は、基本方針に則して事業者が適切に対応するための「対応指針」を定めることが規定されています。

#### (2) 合理的配慮提供と職員対応要領

千葉県教育委員会では、法の施行に合わせ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」(以下、「千葉県教育委員会職員対応要領」と記す)を平成28年3月に策定しています。

千葉県教育委員会職員対応要領の第5条には、職員が障害者に対し不当な差別的取扱いをし、もしくは合理的配慮の不提供をした場合には、その具体的態様等によっては、懲戒処分その他の措置に付されることがあると示されています。

また、第4条には監督者の責務について明記されており、障害者に対して適切な合理的配慮が提供されるよう、監督者として、環境の整備を図ることが求められています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)  
教総第1305号・教職第1045号(平成28年3月30日)

##### (懲戒処分等) 第5条

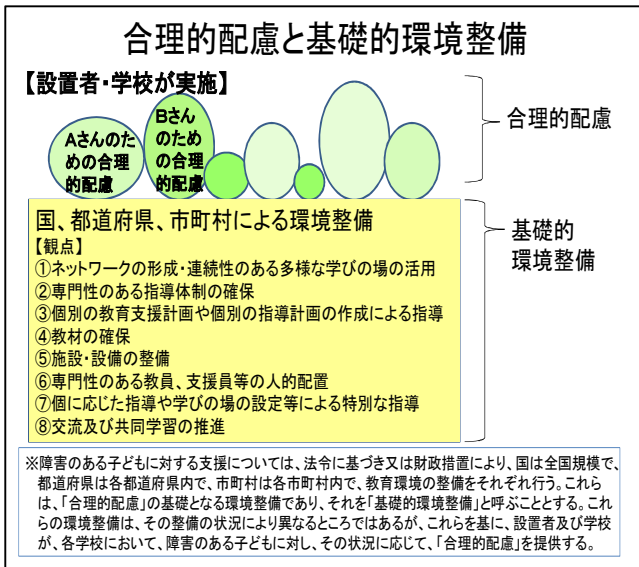
職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、若しくは、合理的配慮の不提供をした場合、その具体的態様(状態・様子・内容)等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分その他の措置に付されることがある。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
千葉県教育委員会職員対応要領の策定について」(通知)  
教総第1305号・教職第1045号(平成28年3月30日)

##### (所属長等管理監督者の責務) 第4条

職員のうち、所属長等管理監督者は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 所属長等管理監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

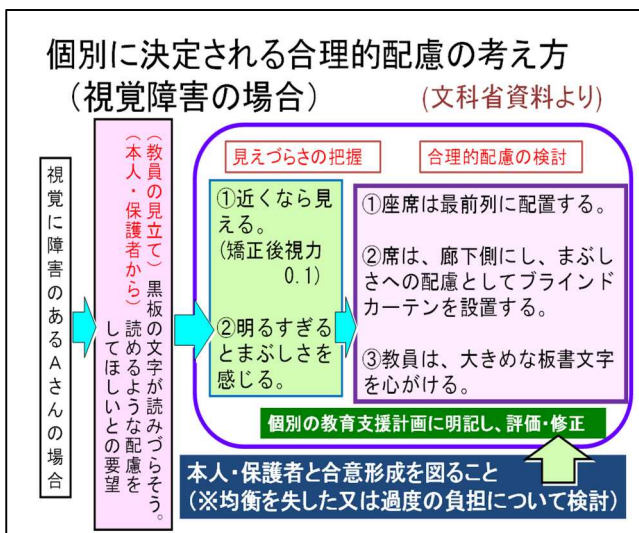
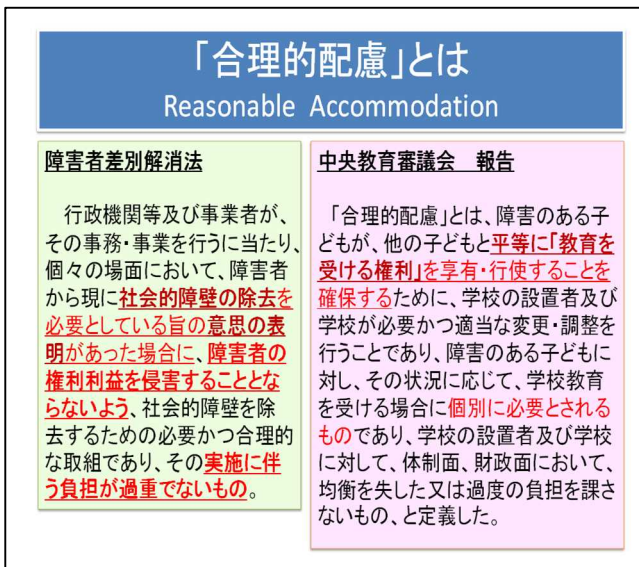


### (3) 合理的配慮とは

「合理的配慮」は、一人一人の児童生徒等の状態に応じて、個別に提供されるものですが、国・都道府県・市町村ごとに行う「基礎的環境整備」の状況により、その質や量は異なります。基礎的環境整備は、ネットワークの形成、連続性のある多様な学びの場の活用などの8観点を基本として行われます。したがって、包括性を高め、「基礎的環境整備」のレベルを上げることができれば、一人一人の児童生徒等への「合理的配慮」がよりの確となり、教育効果が上がることが考えられます。

また、合理的配慮とは、直訳すると「理にかなった変更・調整」であり、「他の子供と平等に教育を受けるために必要な変更・調整」であると言えます。「障害者差別解消法」では、「社会的障壁の除去」を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、学校は、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて合理的配慮を実施する義務があるとしています。

「平成24年7月報告」(左図では、「中央教育審議会報告」と記す)では、教育における合理的配慮について、「意思の表明の有無にかかわらず教育を受ける権利の確保のために行う変更調整」であり、障害のある児童生徒等に対し、その状況に応じて学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであるとしています。



左図は、個別に決定される合理的配慮の考え方について「視覚障害のある方が授業を受ける」という場面を想定した例です。合理的配慮において必要なことは「視覚情報の確保」です。

合理的配慮として

- ① 座席を最前列にする。
- ② 席は、廊下側にし、まぶしさへの配慮としてブラインドやカーテンを設置する。
- ③ 大きめの文字で板書する。

などの配慮が検討されます。